

29 日 獣 発 第 43 号

平成 29 年 4 月 27 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

農業技術の基本指針（平成 29 年改定）について

このことについて、平成 29 年 3 月 31 日付け 28 政第 627 号をもって、農林水産省技術総括審議官より別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、農業技術に関連する施策の企画、立案、実施等を行う際の参考として、農政の重要課題に即した技術的対応について、農林水産省の基本的考え方及び営農類型別の特に留意すべき事項等について「農業技術の基本指針（平成 29 年改定）」として取りまとめたことを通知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

28政第627号
平成29年3月31日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省技術総括審議官



農業技術の基本指針（平成29年改定）について

農業技術に関連する施策の企画、立案、実施等を行う際の参考として、農政の重要課題に即した技術的対応について、農林水産省の基本的考え方及び営農類型別の特に留意すべき事項等について「農業技術の基本指針（平成29年改定）」として取りまとめたのでお知らせする。



事 務 連 絡
平成29年3月31日

関係各位

農林水産省大臣官房政策課技術政策室

農業技術の基本指針（平成29年改定）の公文送付及び
HP掲載場所について（周知）

このことについて、別添の通り公文書を送付致します。なお、本指針は以下の
ページに掲載しておりますので、併せてご連絡致します。

「農業技術の基本指針（平成29年改定）」掲載ページ
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo03/gityo/g_kihon_sisin/sisin29.html

=====
<担当>

農林水産省大臣官房政策課 田雑、岩本、村野
(直通) 03-3502-5524 (内線: 3094)
(FAX) 03-6744-0204
=====

